



「徳島県食育推進計画（第5次）」（案）について 県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、県民一人一人が食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身に付け、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、食料安全保障にも資する食育を推進するため、これまでの取組を踏まえ、「徳島県食育推進計画（第5次）」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和8年9月28日（月）～ 令和8年10月27日（火）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時



3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 農林水産部 生産流通課 園芸担当

電話：088-621-2407 FAX：088-621-2856

メールアドレス：seisanryuutsuuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



Q1 「徳島県食育推進計画（第5次）」ってどんな計画？

徳島県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むとともに、食料安全保障の確保にも資する食育を推進するよう、家庭、学校、保育所、職場、地域等を中心に、関係者が連携して食育を推進するための基礎となるものとして、「食育基本法」第17条第1項に基づき策定するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県食育推進計画（第5次）」（案）について、検討する必要がある事項や、具体的なお意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。 ）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。